

須坂市保育園等英語活動講師業務委託仕様書

第1 須坂市教育委員会(以下「委託者」という。)は、受託業者(以下「受託者」という。)に委託する業務のうち、英語活動講師による活動講師業務及び英語活動講師の配置業務に関し、以下のとおりその細目を定めるものとする。

第2 英語活動講師による活動講師業務の内容並びに英語活動講師の配置業務にかかる英語活動講師の配置期間、配置日、配置時間、配置場所及び配置人数は、次のとおりとする。

(1) 英語活動講師による業務の内容として、保育園等を巡回し、次に掲げる業務を行う。

- ア 保育園等における英語活動
- イ 英語教材作成等への協力
- ウ 保育園等職員に対する現職研修
- エ 特別活動及び課外活動への協力
- オ 地域における国際交流活動への協力
- カ その他、委託者と受託者が合意した業務

(2) 英語活動講師の配置期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 英語活動講師の配置日及び配置時間

ア 配置日は、原則として月20日以内の月曜日から金曜日までとし(国民の祝日を除く)、配置時間は、休憩時間を除き1日の内、午前8時30分～午後12時30分の内で3時間(保育時間)以内とする。

イ 委託者の各保育園等における配置日及び配置時間は、委託者と受託者との調整の上、委託者から受託者に通知される。また、委託者は受託者に依頼して、予定した配置日及び配置時間を変更することができる。

ウ 委託者が、本項ア及びイで予定した配置日及び配置時間以外に(1)の英語活動講師による活動講師業務を受託者に追加して委託する場合は、受託者は追加委託料によりこれを受託するか、又は、追加配置日及び追加配置時間の分を、予定された総配置日及び総時間数の中で相殺する。

エ 受託者の都合により担当英語活動講師による活動講師業務を実施できないときは、受託者

は代替りの英語活動講師を配置するか、又は、未実施分を委託者と調整のうえ、英語活動講師配置期間中の他の日に実施する。

(4) 英語活動講師の巡回場所

保育園：須坂東部保育園・須坂保育園・日野保育園・高甫保育園・井上保育園・

北旭ヶ丘保育園・須坂千曲保育園・豊丘保育園・相之島保育園・仁礼保育園

(全10保育園)及び活動要望のある須坂市内私立幼稚園、保育園と認定こども園

(5) 英語活動講師の配置人数

1人

(6) 英語活動講師の変更

委託者は、配置された英語活動講師に、配置場所において問題が生じ、業務実施に支障を生じていると判断したときは、受託者に英語活動講師の変更を求めることができる。

第3 委託者は、保育園における英語活動を実施するに当たり、担当保育士が作成する英語活動計画を、英語活動を開始する前に受託者に通知する。また、委託者が英語活動を実施している最中に予定した英語活動計画を変更する場合は、その旨を受託者に通知する。

第4 配置英語活動講師の条件は次のとおりとする。

- (1) 英語を母国語とし、現地大学以上の教育機関を卒業したもの、又は、現地大学の在学生在で適切なビザにより日本に招聘されたもの
- (2) 働くのに適したビザを持つもの
- (3) 委託者の必要とする水準の教授技術を持つもの
- (4) その他委託者と受託者が同意する事柄

第5 受託者は、本仕様書が従う契約形態及びその法的な枠組みに厳密に従って業務を遂行する。